

行政組織の再編整備に伴う関係規程の整備に関する規程を次のように定める。

令和 8 年 3 月 3 1 日

川西市長 越 田 謙 治 郎

行政組織の再編整備に伴う関係規程の整備に関する規程

(川西市総合計画策定プロジェクトチームの設置等に関する規程の一部改正)

第 1 条 川西市総合計画策定プロジェクトチームの設置等に関する規程（平成 1 2 年川西市訓令第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
別表（第 3 条、第 5 条関係）	別表（第 3 条、第 5 条関係）
企画財政部長	企画財政部長
市長公室副公室長	市長公室副公室長
企画財政部副部長	企画財政部副部長
総務部副部長	総務部副部長
市民環境部副部長	市民環境部副部長
	生涯学習部副部長
美化衛生部副部長	美化衛生部副部長
福祉部副部長	福祉部副部長
こども未来部副部長	こども未来部副部長
健康医療部副部長	健康医療部副部長

都市政策部副部長 土木部副部長 教育推進部副部長 上下水道局副局長 消防本部次長	都市政策部副部長 土木部副部長 教育推進部副部長 上下水道局副局長 消防本部次長
--	--

(川西市公共交通基本計画策定プロジェクトチームの設置等に関する規程の一部改正)

第2条 川西市公共交通基本計画策定プロジェクトチームの設置等に関する規程（平成25年川西市訓令第15号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
別表（第3条、第5条関係）	別表（第3条、第5条関係）
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 土木部長 企画財政部副部長 市民環境部副部長 福祉部副部長 健康医療部副部長 都市政策部副部長 土木部副部長 教育推進部副部長 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 土木部長 企画財政部副部長 市民環境部副部長 <u>生涯学習部副部長</u> 福祉部副部長 健康医療部副部長 都市政策部副部長 土木部副部長 教育推進部副部長 </div>

(川西市担当職に関する規程の一部改正)

第3条 川西市担当職に関する規程（平成30年川西市訓令第10号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前		改正後	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
担当職	所掌事務	担当職	所掌事務
(略)		(略)	
市長公室副公室長 (人権・総合センター担当)	市長公室人権推進多文化共生課の所掌する事務	市長公室副公室長 (参画・人権総合センター担当)	市長公室参画協働課の所掌する事務 市長公室人権推進多文化共生課の所掌する事務
企画財政部副部長 (ICT推進担当)	企画財政部ICT推進課の所掌する事務		市長公室総合センターの所掌する事務
総務部副部長 (税務担当)	(略)	総務部副部長 (税務担当)	(略)
市民環境部副部長 (環境政策・)	市民環境部環境政策課の所掌する事務 市民環境部生涯学習課		

生涯学習・公	の所掌する事務
民館担当)	公民館の所掌する事務
市民環境部参	中央図書館の所掌する
事 (中央図書	事務
館担当)	
福祉部副部長	(略)
(介護保険担	
当)	
健康医療部副	(略)
部長	
(保険・年金	
担当)	
都市政策部副	都市政策部都市政策課
部長	の所掌する事務
(空港・都市	
政策担当)	
都市政策部副	都市政策部建築指導課
部長	の所掌する事務
(建築指導担	
当)	
都市政策部副	都市政策部資産活用課
部長	の所掌する事務
(資産活用担	
当)	

福祉部副部長	(略)
(介護保険担	
当)	
こども未来部	こども未来部こども若
副部長	者相談センターの所掌
(こども若者	する事務
相談センター	
担当)	
健康医療部副	(略)
部長	
(保険・年金	
担当)	
都市政策部副	都市政策部建築指導課
部長	の所掌する事務
(建築指導・	都市政策部住宅政策課
住宅政策担	の所掌する事務うち空
当)	家政策に関する事務
都市政策部副	都市政策部施設マネジ
部長	メント課の所掌する事
(施設マネジ	務
メント担当)	

総務部総務課長 (情報公開・開、個人情報及び庁舎管理担当)	総務部総務課の所掌する事務のうち情報公開、個人情報及び庁舎管理の維持管理に関する事務
総務部総務課長 (国勢調査担当)	総務部総務課の所掌する事務のうち国勢調査その他統計に関する事務
(略)	
市民環境部文化・観光・スポーツ課長 (文化・スポーツ政策担当)	市民環境部文化・観光・スポーツ課の所掌する事務のうち文化・スポーツ政策に関する事務
福祉部地域福祉課長 (生活困窮担当)	(略)

企画財政部企画政策課長 (物価高騰対策商品券等配付・技術担当)	
総務部総務課長 (情報公開・開、個人情報及び庁舎管理担当)	総務部総務課の所掌する事務のうち情報公開、個人情報及び庁舎管理の維持管理に関する事務
(略)	
生涯学習部観光・文化財課長 (文化財担当)	生涯学習部観光・文化財課の所掌する事務のうち文化財に関する事務
福祉部地域福祉課長 (生活困窮担当)	(略)
福祉部障害福祉課長 (障害福祉サービス担当)	福祉部障害福祉課の所掌する事務のうち障害福祉サービス等の支給決定及び相談支援等に

			当)	関する事務
こども未来部	こども未来部	こども若	こども未来部	こども未来部
こども若者相	こども若者相	者相談センターの所掌	こども若者相	こども若者相
談センター所	談センター所	する事務のうち若者支	談センター所	する事務のうち若者支
長（若者支	長（若者支	援・教育相談に関する	長（若者支	援、スクールソーシャ
援・教育相談	援・教育相談	事務	援・教育相談	ルワーカー及び教育相
担当)	担当)		担当)	談に関する事務
(略)	(略)		(略)	

(川西市総合計画重点プロジェクトに係るプロジェクトチームの設置等に関する規程の一部改正)

第4条 川西市総合計画重点プロジェクトに係るプロジェクトチームの設置等に関する規程（平成30年川西市訓令第11号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前			改正後		
別表（第3条、第4条、第5条関係）			別表（第3条、第4条、第5条関係）		
名称	統括職員	構成課	名称	統括職員	構成課
いきいき健康プロジェクトチーム	健康医療部長	健康医療部保健・医療政策課	いきいき健康プロジェクトチーム	健康医療部長	健康医療部保健・医療政策課
		市長公室参画協働課			市長公室参画協働課
		市民環境部文化・観光・スポーツ課			生涯学習部文化・スポーツ課
		土木部公園緑地課			土木部公園緑地課

まちなかの魅力向上プロジェクトチーム	市民環境部長	市民環境部産業振興課	まちなかの魅力向上プロジェクトチーム	市長公室長	市長公室広報広聴課
		市民環境部文化・観光・スポーツ課			市民環境部産業振興課
		市民環境部生涯学習課			生涯学習部観光・文化財課
		都市政策部建築指導課			都市政策部建築指導課
		土木部公園緑地課			土木部公園緑地課

(川西市市長会議規程の一部改正)

第5条 川西市市長会議規程（平成30年川西市訓令第25号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
(構成)	(構成)
第2条 この会議は、次に掲げる者をもって構成する。	第2条 この会議は、次に掲げる者をもって構成する。
(1)～(8) (略)	(1)～(8) (略)
(9)～(23) (略)	<u>(9) 生涯学習部長</u>
	<u>(10)～(24) (略)</u>
	<u>(25) 生涯学習部副部長</u>
<u>(24)～(34) (略)</u>	<u>(26)～(36) (略)</u>

付 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。